

鳥取県国土整備部建設工事等修補等請求要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県国土整備部（各総合事務所国土整備局を含む。）における建設工事の目的物又は測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の成果物にかしが発見された場合における、当該建設工事又は測量等業務（以下「建設工事等」という。）を受注した者（以下「受注者」という。）に対する当該建設工事等の請負又は委託に係る契約書の規定に基づく修補又は損害賠償（以下「修補等」という。）の請求について必要な事項を定め、もって修補等の適正な履行を確保することを目的とする。

(かし等の報告)

第2条 建設工事等を所管する地方機関（本庁のみが所管する建設工事等においては本庁各課とする。以下「所管地方機関等」という。）の長は、かしの事実を把握したときは、次の事項について、受注者に報告を求めるものとする。

- (1) 建設工事等の名称、実施位置、工事概要、完成日時及び契約金額
- (2) 受注者の名称、所在地及び代表者
- (3) かしの概要（受注者の過失内容及びかしが発見された経緯）
- (4) 対応方針（修補等の内容、費用額及び所要期間）
- (5) その他参考となる事項

2 受注者は、前項の規定により報告を求められたときは、14日以内に様式第1号により報告しなければならない。

(修補等の協議)

第3条 受注者が、前条の報告において修補等を拒否し、または県に応分の負担を求めた場合は、所管地方機関の長は、国土整備部長に対応を協議するものとする。

(修補等の請求)

第4条 受注者が、第2条第2項の報告において全て自社負担により修補等を行うことを報告した場合は、所管地方機関等の長は、期限を定めて受注者に対し修補等の請求を行うものとする。

- 2 所管地方機関の長は、前項の請求を行ったときは、速やかに第2条第1項各号に規定する事項を取りまとめて様式第2号により国土整備部長に報告するものとする。
- 3 修補等の請求を受けた受注者（以下「修補者」という。）は、その請求の内容に疑義があるときは、請求を受けた日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に書面により所管地方機関等の長に説明を求めることができる。
- 4 所管地方機関等の長は、前項の規定により説明を求められた場合は、その書面を受理した日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(修補の実施)

第5条 修補者は、当該修補（修補者以外の者が施工もしくは履行した建設工事の目的

物または測量等業務の成果物を損害賠償請求により修補者が手直しするものを含む。)に係る建設工事等の設計図書等(以下「設計図書等」という。)に基づき適正に修補を実施しなければならない。

- 2 所管地方機関等の長は、修補について監督員又は調査職員を任命し、設計図書等に基づき修補作業を監督しなければならない。

(修補の完了及び検査)

第6条 修補者は、修補が完了したときは、速やかに完了届を所管地方機関等の長に提出しなければならない。

- 2 所管地方機関等の長は、前項の届出を受理したときは、検査職員を任命し、修補の検査を行わなければならない。
- 3 所管地方機関等の長は、前項の検査を所管地方機関等で行うことが不適當と判断したときは、これを行政監察監に依頼するものとする。
- 4 所管地方機関等の長は、検査が完了したときは、県土整備部長に検査完了報告を行うものとする。

(事後措置)

第7条 修補者は、修補等を実施した後、施工及び業務の処理体制、方法等について必要な改善を行うための計画書(様式第3号)を作成し、所管地方機関等へ提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。